

質問回答書

「小樽市地域おこし協力隊募集及び受入業務公募型プロポーザル」において質問のあった事項に対する回答は、次のとおりです。

No.	質問事項	頁	質問内容	回答
1	仕様書	2	<p>5業務内容／（1）募集／④基本的条件／ウ活動に係る条件／（ア）雇用形態</p> <p>移住促進分野の隊員について「受託者が雇用」とありますが、本業務は委託契約であるため、受託者が自社雇用（正社員・契約社員等）として採用する形式を想定して問題ないでしょうか。</p> <p>また、雇用契約形態（有期雇用・業務委託等）に関して制約があればご教示ください。</p>	<p>移住促進分野の隊員については、委託者と隊員の間に雇用関係はなく、「委嘱」のみを行います。受託者により当該隊員を自社雇用として採用してください。正社員・契約社員等の別や、有期・無期は問いません。</p> <p>受託者と隊員との間で業務委託契約を締結するのではなく、雇用契約を締結してください。</p>
2	仕様書	2	<p>5業務内容／（1）募集／④基本的条件／ウ活動に係る条件／（エ）活動時間</p> <p>活動時間が「週37.5時間」とありますが、業務特性上、イベント対応や取材等により時間外・休日対応が発生する場合の取扱い（振替・時間管理等）について想定があればご教示ください。</p>	<p>イベント対応や取材等により正規の勤務時間外に活動を行う必要がある場合は、受託者の就業規則に則り、勤務時間又は週休日の変更又は振替などにより対応していただくことが想定されます。</p> <p>やむを得ず時間外勤務が発生する場合の手当の支給及びその負担方法は、委託者と受託者の協議により定めます。</p>

No.	質問事項	頁	質問内容	回答
3	仕様書	2	<p>5業務内容／(1)募集／④基本的条件／ウ活動に係る条件／(ウ)報償費</p> <p>月額報償費 291,600 円について、これは隊員本人への直接支払いを前提とした金額か、受託者が雇用主として給与として支払う原資なのか、どちらを想定されていますか。</p> <p>また、社会保険料等の事業主負担分は当該金額に含まれる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>委託者から受託者へ委託料として支払いますので(上限：R8. 8. 1～R9. 3. 31 の8か月×291,600円＝2,332,800円)、雇用主である受託者が給与として隊員へ支払ってください。</p> <p>社会保険料等の事業主負担分は、活動経費(仕様書P.4経費項目中の3)から負担いただくことを想定しています。</p>
4	仕様書	4	<p>9委託料の内訳及び支払い／(1)委託料の内訳</p> <p>委託料の内訳における「報酬等」及び「活動サポート費」について、以下の費用の計上区分をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険料(事業主負担分) ・労務管理費(人事・経理等) ・受託者側のマネジメント人件費 	<p>以下の計上区分が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険料(事業主負担分) →「3活動に係る経費」 ・労務管理費(人事・経理等) →3分野の募集・採用支援に係るものは「1募集・採用支援」、移住促進分野の隊員の着任後の活動に係るものは「4活動サポート」 ・受託者側のマネジメント人件費 →上に同じ

No.	質問事項	頁	質問内容	回答
5	仕様書	2	<p>5業務内容／（3）隊員の活動支援</p> <p>移住促進分野の隊員1名に対し、受託者側で複数人（編集、広報、マネジメント等）による支援体制を構築することは可能でしょうか。</p> <p>また、その場合の人件費は「活動サポート費」に含めて計上する想定でよろしいでしょうか。</p>	<p>複数人による支援体制を構築することは差し支えありません。</p> <p>その場合における費用計上の考え方は、お見込みのとおりです。</p>
6	仕様書	2	<p>5業務内容／（3）隊員の活動支援</p> <p>受託者が他自治体で実施している地域おこし協力隊事業との連携（研修、合同ミーティング等）を実施することは可能でしょうか。</p> <p>また、そのための旅費・研修費は活動経費として計上可能でしょうか。</p>	<p>質問にあるような連携は、隊員の活動に係るスキルアップや円滑な活動のためのサポートとして認められるものであれば、実施は可能です。</p> <p>計上区分については、他団体等が主催する研修に参加する場合の参加負担金、旅費等は「活動に係る経費」として計上し、受託者が企画・運営する研修に係る経費は「活動サポート費」として計上することが想定されます。</p>
7	仕様書	3	<p>5業務内容／（3）隊員の活動支援／②隊員の活動に必要なサポートの提供／イ住居や活動拠点の確保</p> <p>活動拠点について「小樽市内に置く事務所等が望ましい」とありますが、既存拠点が市外にある場合、コワーキングスペースの活用や一部リモート運用は認められますか。</p>	<p>隊員の管理、活動支援等に支障を来たさない体制を整えることができれば、コワーキングスペースの活用やリモートの運用による管理・サポートを認めないものではありません。</p>

(令和8年3月31日現在)

No.	質問事項	頁	質問内容	回答
8	仕様書	3	5業務内容／(3) 隊員の活動支援／②隊員の活動に必要なサポートの提供／ウ活動に必要な物品等の調達 移住促進に係る情報発信(記事・動画・SNS等)の制作費(外注費、撮影費、編集費等)は「活動に係る経費」として計上する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	その他		移住促進分野における成果指標について、想定されているKPI(応募数、情報発信数、相談件数、定住数等)があればご教示ください。	SNSでの投稿数、エンゲージメント率及びフォロワー獲得数を必須KPIとして想定しています。その他、隊員のスキルやそのスキルを生かした具体的な活動内容に応じて、KPIを設定することを想定しています。
10	仕様書	4	9委託料の内訳及び支払い 委託料について概算払いが可能とありますが、人件費(給与支払い)を考慮し、月次等での中間支払いは可能でしょうか。	可能です。 請求の回数、時期等は協議が必要です。
11	仕様書	5	別紙 募集人数に満たない場合の再募集に係る費用(広告費等)は、当初の委託費内で対応する前提でしょうか。	お見込みのとおりです。

(令和8年3月31日現在)

No.	質問事項	頁	質問内容	回答
12	企画提案書		<p>提案するプラン全体に係る費用の記載にあたり、当該プランの内容に応じて旅費が発生する場合が想定されます。</p> <p>その場合、当該旅費についても費用として含めた上で記載する必要があるかにつきまして、ご教示賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>業務実施に必要な旅行に係る旅費については、見積額に計上してください。</p> <p>企画提案書及び見積書添付の積算内訳書における旅費に関する記載方法についての指定はありません。</p>
13	仕様書	2	<p>5 業務内容 / (1) 募集 / ④ 基本的条件 / ウ 活動に係る条件 / (ア) 雇用形態</p> <p>「移住促進分野：受託者が雇用」とあります。共同提案の場合、「受託者」は共同企業体全体を指すと解してよいですか。すなわち、代表事業者・共同事業者のいずれかが雇用主として雇用してもよいですか。</p>	<p>お見込みのとおり、共同提案の場合、代表事業者、共同事業者のいずれが隊員の雇用主となっても差し支えありません。その場合、企画提案書等において、雇用主となる者を明らかにしてください。</p>
14	仕様書	2	<p>5 業務内容 / (1) 募集 / ⑤ 再募集</p> <p>「選考結果により予定人数に満たない場合は再募集を行うこと」とあります。再募集に係る求人掲載費・事務費等の追加経費は、委託料（① 募集・採用支援 3,500,000 円）の範囲内で対応する想定でしょうか。それとも別途協議の上、追加の手当てがされますでしょうか。</p>	<p>再募集に係る経費を追加で支払うことはありません。当初契約における委託料（上限 3,500 千円）において実施していただきます。</p>

(令和8年3月31日現在)

No.	質問事項	頁	質問内容	回答
15	仕様書	1	<p>5業務内容／(1)募集／④基本的条件</p> <p>今回の地域おこし協力隊募集に関して、3業務で募集をすると思うのですが、事後フォローは(イ)移住促進分野となっております。(ア)(ウ)に関しては、定期面談など必要なのでしょうか。それとも採用後はそれぞれの雇用場所にて一括フォローされる想定なのかを教えてください。</p>	<p>(ア)観光振興分野及び(ウ)広報広聴分野の2隊員の事後フォロー(活動サポート)は、それぞれの雇用主((ア)小樽市、(ウ)(一社)小樽観光協会)において実施するため、本件委託業務には含まず、定期面談などを要しません。</p>
16	仕様書	4	<p>9委託料の内訳及び支払い</p> <p>各委託料ですが、着金のタイミングはどのタイミングになるのでしょうか。報告書の検収後となると、すべての業務が終了したタイミングでの着金になるように読み取れましたので、業務開始前後は難しいかと思ひ、ご回答ください。</p>	<p>委託料は、報告書の検収後に支払うことを基本としますが、概算払請求を可能としています。</p> <p>概算払は、報告書の検収より前に請求することが可能で、仕様書においても、「前号の規定にかかわらず」としています。</p>